新潟県条例第12号

新潟県災害対応基金条例

（設置）

第１条　災害発生時において、被災者の早期の生活再建等に必要な支援を、機動的に、かつ、きめ細かく実施するため、新潟県災害対応基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の額）

第２条　基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

（管理）

第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

２　基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に換えて管理することができる。

（繰替運用）

第４条　知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（収益金の処理）

第５条　基金の管理及び運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

（処分）

第６条　基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てるため、一般会計歳入歳出予算で定めるところにより一般会計へ繰り出すものとする。

（委任）

第７条　この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附　則

この条例は、平成27年４月１日から施行する。